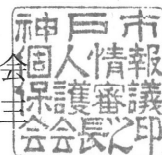


答 申 第 982 号  
令和 4 年 1 月 18 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 1 月 17 日付け神環事管第 1907 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

ごみ収集車両運行管理システムの導入について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」について)

- 1 ごみ収集車両運行管理システムを構築して、運転手の体温、血圧等のバイタルデータの計測による体調や疲労の評価を行い、また、ごみ収集車両へドライブレコーダーを設置することによって、運行情報を随時確認できるようにすることは、安全運転の徹底や業務の効率化が期待され、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

ごみ収集車両運行管理システムの導入について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」について)

別紙  
答申 982

◎は条例第 11 条第 2 項に該当

【収集する情報項目】

- ◎カメラ映像（パッカー車前方を通過またはすれ違う人物や車両等の画像等）
- ・GPS 情報
- ◎運転手のバイタルデータ（体温、血中酸素濃度、血圧、心拍、脈波等）